

物価高騰対応応援金（園芸888）



事業の目的

さが園芸888運動を推進するため、燃料価格高騰の影響を受けて経営が悪化している施設園芸農家等の負担軽減を図り、事業の継続を支援する。

事業の概要

- 応援金 燃料価格高騰の影響を受けている施設園芸農家等に対し、施設の加温及び茶の乾燥に伴う燃料使用量に応じて定額を支援
- 応援金単価

| 燃料使用量 | 応援金(定額) |
|------------------|---------|
| 1,000ℓ以上 ~ 1万ℓ未満 | 5万円 |
| 1万ℓ以上 ~ 2.5万ℓ未満 | 10万円 |
| 2.5万ℓ以上 ~ 5万ℓ未満 | 25万円 |
| 5万ℓ以上 | 50万円 |

※LPガス1kgは1.299Lに、LPガス1㎡は2.832Lに換算すること

応援金の流れ

県 → 事業実施主体(佐賀県農業再生協議会) → [支援団体(JA等) →] 支給対象者(施設園芸農家等)

事業の要件等



| 項目 | 要件等 |
|-----------------|--|
| 支給対象者 | <ul style="list-style-type: none">・令和4年度において野菜、果樹、花きいずれか又は複数の施設園芸若しくは令和5年度において茶業を営む農家及び法人・茶にあつては、自ら茶加工を行う農家又は農家の委託を受けて茶加工を行う農業協同組合等・対象燃料使用量が年間1,000リットル以上 |
| 応援金算定の際の基準燃料使用量 | <ul style="list-style-type: none">・施設の加温及び茶の乾燥に用いるA重油、灯油及びLPガスの購入量 <p>【施設園芸】令和3年10月から令和4年6月までの燃料購入量の合計 【茶】令和4年4月から令和4年10月までの燃料購入量の合計 ※仕上げ茶加工分は除く ※LPガス1kgは1.299Lに、LPガス1㎡は2.832Lに換算すること</p> <p>【例外】</p> <ul style="list-style-type: none">・新規就農者や令和4年度から加温栽培等を開始した農業者など前年の燃料購入量が無い場合は、地域における平均的な使用量等をもとに算定・災害・事故等の影響で前年の生産が極端に低下している場合は、前々年度の購入量をもとに算定 |
| 応援金交付の要件 | <ul style="list-style-type: none">・佐賀県内に居住し、令和4年度において燃料を使用する加温施設で農業を営んでいること、又は令和5年度において茶工場で茶加工を行うこと・燃料高騰に備えて、セーフティーネットへの加入や省エネ技術の導入等に取り組んでいること又は、今後取り組む意向があること |
| 申請方法 | <ul style="list-style-type: none">○申請者(農業者等)は支援団体(JA等)を経由して佐賀県農業再生協議会に申請書を提出<ul style="list-style-type: none">※JA等に属していない申請者で、支援団体による申請補助が受けられないと認められる場合は、直接県再生協に提出 <p>(必要書類)※詳細別紙</p> <ul style="list-style-type: none">・応援金申請書兼請求書・燃料購入実績が分かる証拠書類等 <ul style="list-style-type: none">○郵送、又はオンラインで申請を受付 |
| 応援金の返還要件 | <ul style="list-style-type: none">・応援金の交付を受けた後に、要件を満たさないことが判明した場合・令和4年度中に、申請者が施設園芸栽培や茶栽培を中止した(している)場合・応援金の対象とならない燃料の購入量を含めるなど、虚偽の申請を行った場合 |

① 応援金申請書兼請求書

【記入事項】申請者の情報(居住地、氏名、連絡先)
経営状況(生産品目、面積、営農場所、販売量)
燃料使用量
振込先銀行口座
※オンライン申請の場合フォーム入力で代用できる

② 誓約書(本人の自署が必要)

③ LPガス購入量が確認できる書類

※購入者、購入日、油種等が確認できる領収書等の写し、販売店発行の購入証明書等

【対象燃料使用量】

施設園芸:令和3年10月1日から令和4年6月30日までに購入したLPガス

茶 :令和4年4月1日から令和4年10月31日までに購入したLPガス

④ A重油及び灯油購入量が確認できる書類

※購入者、購入日、油種等が確認できる領収書等の写し、販売店発行の購入証明書等

【対象燃料使用量】

施設園芸:令和3年10月1日から令和4年6月30日までに購入したA重油又は灯油

茶 :令和4年4月1日から令和4年10月31日までに購入したA重油

⑤ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードの写し)

※氏名、所在地の確認に用います。

運転免許証は免許番号の黒塗り、マイナンバーカードは表面(顔写真の印刷された面)のみで提出してください。

⑥ 振込先口座が確認できる書類(通帳の写し)

※金融機関名・支店名、口座名義、口座種別、口座番号が確認できる部分

⑦ その他必要な書類(特例申請者等)

※セーフティーネット事業加入者については、④～⑥は当該事業での報告書類等で代用可能とし、提出不要。

今後のスケジュール

12月19日 事業申請受付開始

1月20日 ①申請書の提出期限(農家等→(支援団体)→県再生協)

1月下旬 ②内容審査(県再生協)

③交付申請(県再生協→県)

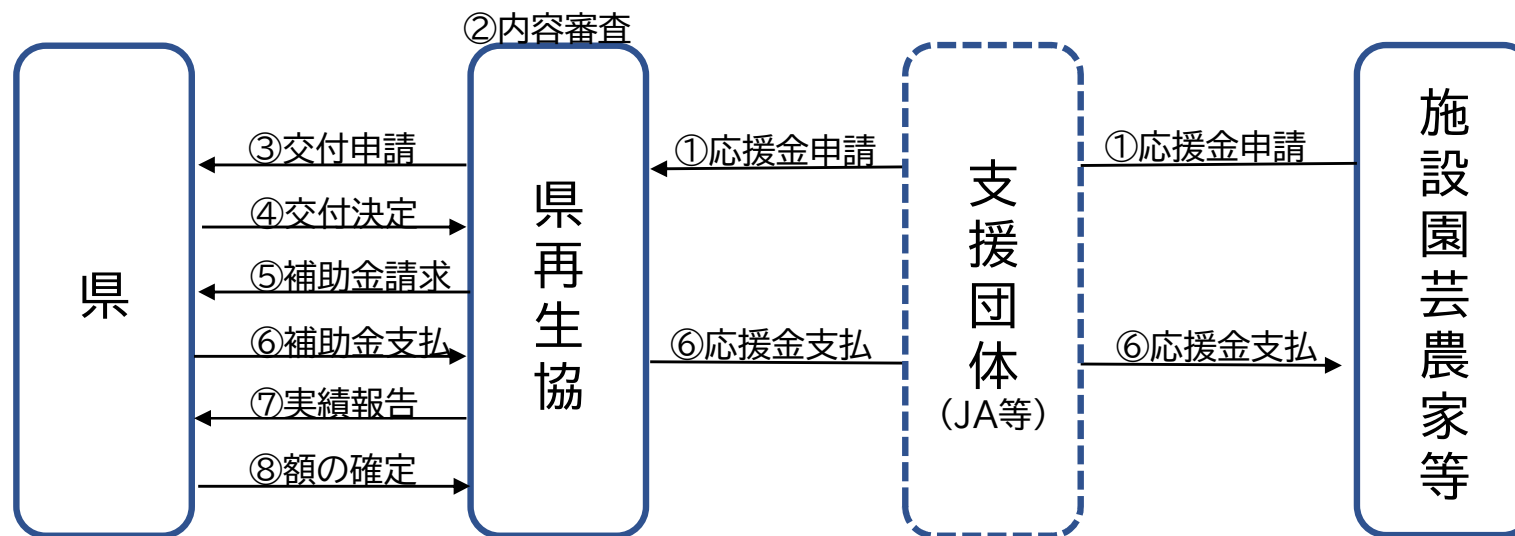
2月上旬 ④交付決定(県→県再生協)

中旬 ⑤補助金請求(県再生協→県)

下旬 ⑥補助金支払(県→県再生協→(支援団体)→農家等)

3月上旬 ⑦実績報告(県再生協→県) ※支援団体は農家への支払い後県再生協へ証拠書類(振込票等)を提出

⑧額の確定(県→県再生協)



※JA等に属していない申請者で、支援団体による申請補助が受けられないと認められる場合は、直接県再生協に提出